

## 欠席委員からのご意見

## 【審議事項（２）伊方発電所１号機の廃止措置計画について】

## ○宇根崎委員

資料１－２の１１ページの「解体工事準備期間中の事故想定とその評価」について、４つ目の○で、実効増倍率が０．９６６となっている。この数値の解釈について、現在国によって認可されている未臨界判断基準である０．９８以下であることに加え、

- ・実効増倍率の計算結果が計算方法による不確かさを考慮したものであること
- ・使用済燃料を貯蔵しているプールの水を、実際のほう酸水ではなく、実効増倍率が高くなる純水で評価する等の保守的な計算条件としていること

から、この実効増倍率は保守的な評価結果であると判断できることから、解体工事準備期間中の未臨界性は担保されているといえる。

また、２つ目の○で、平常時における周辺公衆の被ばく線量は年間約６．６ $\mu$ Svとなっており、運転中の評価と比較して低くなっていることから、廃止措置に伴う周辺公衆への被ばくリスクの増加はないものと考えられる。

## ○奈良林委員

資料１－２の２１ページの下段の「国内の廃止措置状況」について、廃炉作業でアークソーの使用の写真が掲載されているが、昨年、米国ザイオン発電所を視察した際に、

- ・アークソーやプラズマカッターなどの熱の入る切断は、切断する物に付着した放射性物質が高温になって蒸発し、格納容器内の線量が高くなって、作業できなくなった。
- ・切断方法をワイヤーソー（ステンレスのワイヤに人工ダイヤモンドの粉をまぶしたものをチェーンソーのように回転させるのこぎり）に変えて低い線量となり、作業が再開できた。

との説明を受けた。

国内でも、ワイヤーソーは蒸気発生器の交換の際に、ステンレス配管の切断に使用された実績があり、検討いただきたい。